

Q₄

輸出代金決済の方法にはどのようなものがあるか教えてください。

A₄

貿易代金決済の方法には、大きく分けて、外国送金による決済方法と、荷為替手形による決済方法とがあります。

1. 外国送金による決済方法

外国送金による決済には、商品到着前に送金を受ける前受けと、商品到着後に送金を受ける後受けがあります。輸出側が有利なのは言うまでも無く前受けであり、反対に後受けは代金回収リスクが大きくなると言えます。送金決済では当事者のいずれか一方がリスクを負うこととなるため、双方の信頼関係が前提となりますが、代金決済に掛かるトラブルを回避するためにも、後受けの送金決済は極力避けることが望ましいと言えます。

なお、外国送金の方法としては、国際的な通信手段や資金決済システムの発達により、電信送金が一般的になっています。電信送金は資金到着が早く、未着等の照会にも対応が容易であることも利点であり、送金方法として送金小切手を使用されるケースは減少しています。

2. 荷為替手形による決済方法

荷為替手形とは、代金決済のために輸出者が輸入者宛に振出す為替手形のことで、船荷証券 (B/L) や商業送り状 (インボイス) 等の船積書類が添付されます。

(1) 信用状付荷為替手形による決済

輸出取引の相手方の信用状態を把握することは容易ではありません。送金決済により当事者のいずれか一方がリスクを負うことが合意できない場合もあります。そこで、輸入者の代金支払を輸入者の取引銀行が保証することによって取引をスムーズに行うために使用されるのが信用状 (L/C、Letter of Credit) です。

信用状の条件に一致した船積書類を添付した荷為替手形を輸出者が振出し、銀行経由で取立を行うことで、代金回収を行います。

(2) 信用状なし荷為替手形による決済

輸出者が輸入者の信用状態を十分把握できる場合、輸出者は輸入者に信用状の開設を求めない場合があります。このような場合、信用状に基づくことなく輸出者が取引銀行を経由して荷為替手形の取立を行うのが信用状なし荷為替手形による決済です。荷為替手形の提示とともに代金が一覧払いされる D/P (Document against Payment) と、一定の猶予期間の後に支払う約束のもと、輸入者が手形の引受を行うことで船積書類を引き渡す D/A (Document against Acceptance) とがあります。